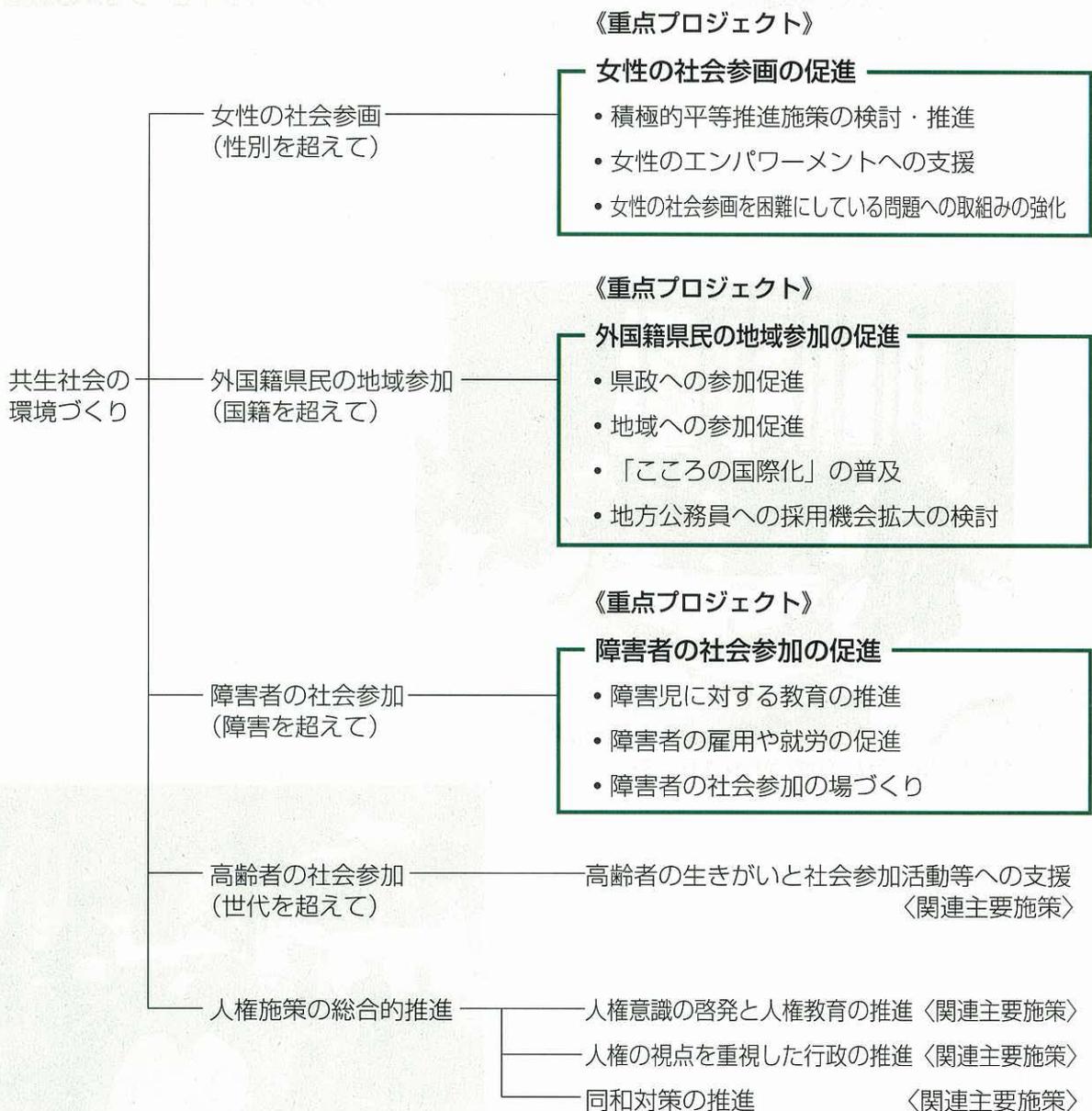


## ■ 課題内容

成熟社会においては、一人ひとりの人権が尊重され、人間的な生活が確保されるとともに、人々がゆとりを持ち、多様な生き方が選択できることが重要であり、性別、国籍、世代を超え、また障害のあるなしにかかわらず、共に生きることができる社会の形成が求められています。

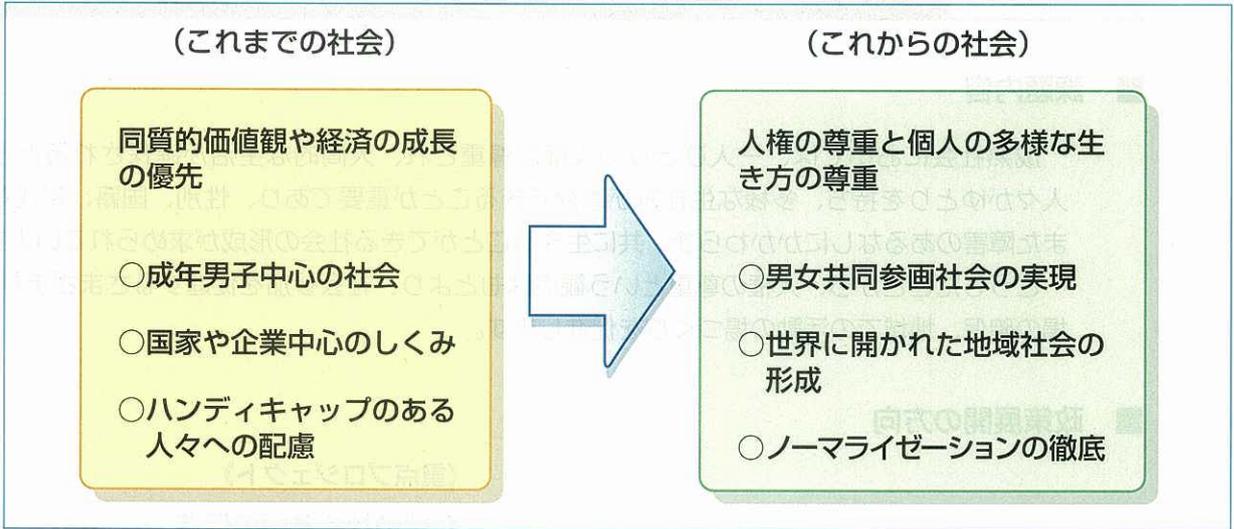
こうしたことから、人権の尊重という観点のもとより、社会参加を促進するさまざまな機会や場の確保、地域での活動の場づくりを促進します。

## ■ 政策展開の方向



■ 概念図

重点政策課題



ヤングフォーラム (かながわ女性センター)



身体障害者スポーツ大会

## 〈ねらい〉

21世紀の活力ある社会づくりに向けて、あらゆる分野に女性と男性が平等に参画し、その能力が最大限に発揮されることが望まれます。

しかし、女性に対する様々な不平等の存在と人権への侵害など、女性が広く社会や職場で活躍することを阻む要因もいまだに残っています。

そこで、平等確保のための方策を検討し、意思決定過程の場への女性の参画を進めるとともに、女性や女性団体が新しい社会づくりの主体となるための支援を行います。

併せて、職場や家庭、地域等あらゆる場を通じて、女性と男性双方の意識改革を進め、社会全体として女性の参画を促進する意識の醸成を図ります。

## 〈構成する施策と展開の方向〉

## (1) ポジティブ・アクション（積極的平等推進施策）の検討・推進

- 女性人材リストの整備による審議会委員等への女性の参画や、県女性職員の県行政各分野への参画を促進します。また、雇用平等推進プログラムを策定し、企業への普及啓発に取り組みます。

## (2) 女性のエンパワーメント（力をつけること）への支援

- 講座の実施や地域女性教育指導者の研修等を通じて、女性人材の育成を図ります。また、女性の多様な働き方を支援します。

## (3) 女性の社会参画を困難にしている問題への取組みの強化

- セクシュアル・ハラスメント防止対策に取り組むほか、セミナー、相談会の開催などにより、女子学生の就職を支援します。

## 〈実施プログラム〉

構成施策	主体	施策実施年度						5年間計(1997～2001)
		97	98	99	00	01	02以降	
(1) ポジティブ・アクションの検討・推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>審議会委員等への女性の参画の促進</li> <li>県女性職員の行政各分野への参画の推進</li> <li>雇用平等推進プログラムの策定</li> </ul>	県	■						女性人材データの収集、審議会等への女性委員の登用計画の策定 県職員男女平等意識調査の実施、女性人材活用の手引きの作成・推進調査の実施、プログラムの策定、普及啓発
	県	■						
	県	■						
(2) 女性のエンパワーメントへの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>エンパワーメント講座の開催</li> <li>女性教育指導者の育成</li> <li>多様な働き方支援</li> <li>女性問題情報ネットワークの構築</li> <li>交流・活動の場の整備</li> </ul>	県	■						専門性の高い人材育成講座の開催 指導者養成研修・派遣研修の実施 働き方発見講座・女性起業家交流セミナーの開催 情報システムの再構築・運営 かながわ女性センターへの交流スペースの設置
	国、県	■						
	県	■						
	県	■						
(3) 女性の社会参画を困難にしている問題への取組みの強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアル・ハラスメント防止対策</li> <li>女子学生の就職支援</li> </ul>	県	■						調査・相談の実施、ガイドラインの作成 就職セミナー・相談会等
	県	■						

重点プロジェクト

外国籍県民の地域参加の促進

17

重点政策課題

〈ねらい〉

神奈川で生活する外国籍県民は、この10年間で2倍以上に増加しています。国籍別の比率も変化し、歴史的な経緯を持つ在日韓国・朝鮮、中国の人々に加えて、ブラジルやペルーからの日系人、インドシナ諸国からの定住難民の人々などが、神奈川に定住するようになりました。多様な文化や考えを持つこれらの人々が、神奈川でともにくらす仲間として、地域に主体的に関わる必要がありますと認識されつつあります。

しかし、言葉や文化などが障壁となって、外国籍県民の声が、地域社会に反映されにくい状況が、依然として残っています。そこで、外国籍県民の地域社会への参加の促進を図り、神奈川の地域をより平等で、開かれた地域社会とするための積極的な取り組みを展開します。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 県政への参加促進

- 外国籍県民代表者会議やNGO代表者会議を設置するほか、外国籍県民の懇話会委員等への登用を促進します。

(2) 地域への参加促進

- 外国籍県民の生活実態調査を行うほか、言葉の壁を取り除くため、通訳・翻訳バンクシステムを開発します。
- また、外国籍県民の国体等各種スポーツ大会への参加促進を図ります。

(3) 「こころの国際化」の普及

- 異なる民族・文化を理解するため、内なる国際化地域フォーラム等を開催します。

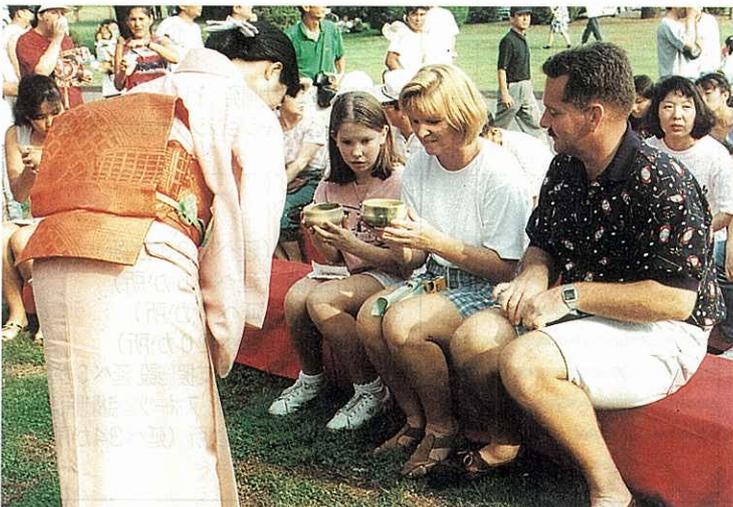
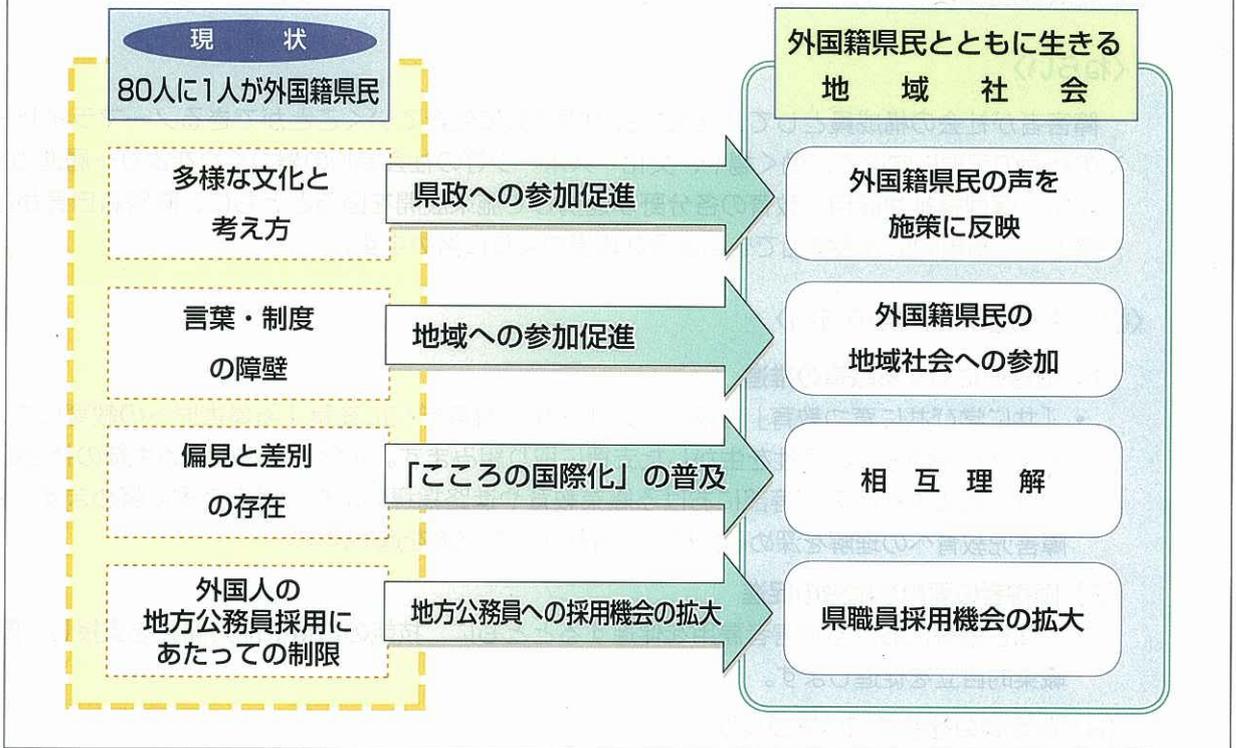
(4) 地方公務員への採用機会の拡大

- 外国人の県職員採用機会の大幅な拡大を進めます。

〈実施プログラム〉

構成施策	主体	施策実施年度						5年間計(1997~2001)
		97	98	99	00	01	02以降	
(1) 県政への参加促進 ・外国籍県民等からの意見聴取  ・外国籍県民の懇話会委員等への登用促進	県							外国籍県民代表者会議の開催、NGO代表者会議の開催 登用促進指針の策定、外国籍県民人材リストの作成
	県							
(2) 地域への参加促進 ・通訳・翻訳サービスの実施 ・外国籍県民の国体等各種スポーツ大会への参加促進 ・外国籍県民生活実態等調査 ・外国籍県民福祉相談員の設置	県、市町村							通訳・翻訳バンクシステムの開設・運営 国体に関する国への要望・県主催事業への参加促進 実態等調査の実施 全県域における相談員設置
	県							
	県							
	県、市町村、民間							
(3) 「こころの国際化」の普及 ・異文化理解のための意識啓発	県							内なる国際化地域フォーラム等の開催
(4) 地方公務員への採用機会の拡大	県							外国人の県職員採用機会の拡大

〈プロジェクト概念図〉



重点プロジェクト 障害者の社会参加の促進

18

重点政策課題

〈ねらい〉

障害者が社会の構成員として、地域社会の中で共に生きていくことができるノーマライゼーションの社会の実現に向けて、働く場や、文化・スポーツ等の社会参加の場づくりをより一層進めます。  
また、保健福祉や雇用、教育の各分野が連携して施策展開を図るとともに、障害者自身が社会の一員として積極的に社会参加できるような環境づくりに努めます。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 障害児に対する教育の推進

- 「共に学び共に育つ教育」を基本に、小・中・高等学校に在籍する障害児への教育については、養護学校等のもつ専門性を生かした支援に取り組みます。また、障害のある生徒の社会的自立に向け、養護学校等の高等部における職業教育や進路指導のより一層の充実にも努めます。さらに、障害児教育への理解を深めるため、地域住民との交流を進めます。

(2) 障害者の雇用や就労の促進

- 民間企業等における障害者雇用を促進するとともに、技能の習得や能力開発を支援し、障害者の職業的自立を促進します。

(3) 障害者の社会参加の場づくり

- 福祉的就労の場としての地域作業所等の充実を図るなど、障害者の社会的自立を支援する環境づくりに取り組むとともに、障害者のスポーツ・レクリエーション・文化等の活動の場づくりを進めます。

〈実施プログラム〉

構成施策	主体	施策実施年度					5年間計(1997～2001)
		97	98	99	00	01	
(1) 障害児に対する教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・高等学校と養護学校等との連携の強化</li> <li>養護学校等の進路指導の充実等</li> </ul>	県 県						連携研究・モデル校設置 職場実習マニュアル作成、職業教育のための設備整備、理解・交流教育の推進
(2) 障害者の雇用や就労の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者雇用企業の設定支援</li> <li>障害者の職業能力開発の推進</li> </ul>	県、市町村、 民間 県、民間						マスタープランの策定、企業の設定支援 障害校在校生の能力開発 11コース150人/年、職業的リハビリテーションシステムの全県展開
(3) 障害者の社会参加の場づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>地域作業所の整備促進</li> <li>福祉的就労協力事業所の奨励促進</li> <li>福祉工場の設置促進</li> <li>障害者地域活動センターの設置促進</li> <li>障害者の自立生活への支援</li> <li>障害者文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進</li> <li>精神障害者社会復帰施設の整備促進</li> <li>精神障害者地域生活支援センターの整備促進</li> </ul>	民間						27か所整備 (延べ223か所)
	民間						28か所整備 (延べ66か所)
	民間						3か所整備 (延べ4か所)
	民間						6か所整備 (延べ20か所)
	民間						拠点施設1か所、地域支援施設 延べ6か所
	県、民間						スポーツリーダー養成、文化・スポーツ拠点構想策定
	民間						生活施設整備 15か所 (延べ34か所)
	市町村、民間						10か所整備